

クラウドファンディングで叶える地域のみらい応援事業補助金交付要綱

(令和5年3月28日告示第125号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ガバメントクラウドファンディングで集めた寄附金を原資に、地域づくり事業を行う地域づくり団体等に対し、クラウドファンディングで叶える地域のみらい応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり事業 地域課題の解決又は地域の魅力向上に資する事業で市長が認定したものをいう。
- (2) 地域づくり団体等 地域づくり事業に取り組もうとする市内団体又は市内事業者をいう。
- (3) 市内団体 市内に在住又は市内の事業所に勤務する者3人以上で構成される団体をいう。
- (4) 市内事業者 市内に事業所を置く法人又は個人をいう。
- (5) ガバメントクラウドファンディング 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定に基づく寄附金税額控除の制度を活用し、市長が事業を実施するために必要な経費を、インターネットを通じて不特定多数の者から寄附金を集めることをいう。
- (6) クラウドファンディングサイト インターネットを通じて不特定多数の者から寄附金を集めることを目的としたウェブサイトで、市長が認めた事業者が運営するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第8条に規定するガバメントクラウドファンディングを実行し、寄附金の目標額（以下「寄附目標額」という。）を達成した事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 特定の個人又は法人若しくは団体のみが利益を受ける事業
- (2) 地域づくり事業の実施を伴わない調査又は学術的な研究事業
- (3) 政治的又は宗教的な活動に資する事業
- (4) 公序良俗に反する事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象事業に取り組む地域づくり団体等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 市の他の補助事業の対象となっている経費
- (2) 飲食に要する経費及び経常的な維持管理経費
- (3) 出資及び出捐に要する経費
- (4) 基金積立金
- (5) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、ガバメントクラウドファンディングを実行し、補助対象事業に対して集まった寄附金の額から別に定めるクラウドファンディングサイト手数料を除いた額を上限とする。

(認定申請等)

第7条 地域づくり事業の認定を受けようとする地域づくり団体等は、補助金事前相談シート（様式第1号）による事前相談を行った上で、補助金認定申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、事業着手のおおむね80日前までに市長に提出しなければならない。

2 認定申請の対象となる地域づくり団体等は、代表者（団体及び個人事業所の場合に限る。）又は法人に市税の滞納がない団体等とする。

3 市長は、認定申請書を受理したときは、別表第2に掲げる基準に沿って審査を行った上で認定の可否を決定し、補助金認定結果通知書（様式第3号）により地域づくり団体等に通知するものとする。

(ガバメントクラウドファンディングの実行)

第8条 市長は、前条の規定により認定した地域づくり団体等が、クラウドファンディングサイト運営事業者と所定の手続きを行ったことを確認した上で、地域づくり事業に対するガバメントクラウドファンディングを実行するものとする。ただし、寄附目標額は50万円以上の額で、かつ、別に定めるクラウドファンディングサイト手数料を除いた額が195万円以内の額となるように設定するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定によるガバメントクラウドファンディングで寄附目標額を達成し補助金の交付を受けようとするとき、補助対象者は補助金交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事前着手)

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に補助金事前着手届(様式第5号)を市長に提出したときは、この限りではない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により概算払により補助金を交付することができる。ただし、概算払による補助金の交付は1回限りとし、概算払請求額は、寄附目標額から別に定めるクラウドファンディングサイト手数料を除いた額の2分の1を上限とする。

(補助金の変更申請)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の内容又は経費配分の変更(市長が軽微な変更と認めるものを除く。)をするときは、補助金変更承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、補助金完了実績報告書(様式第8号)に必要な書類を添えて、補助対象事業の完了

の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の末日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(財産処分制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保に入れてはならない。ただし、補助金の全部若しくは一部を返還し、若しくは当該財産の耐用年数を経過した場合又は市長が特に承認したときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱によりなされた補助金の交付決定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	内容
報償費	専門家謝金、運営協力者（構成員を除く）謝金
旅費	専門家旅費、構成員旅費
消耗品費	用紙・文具・雑品等の購入に要する経費
印刷製本費	チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷代、資料等のコピー代
修繕料	物産・不動産の修繕に要する経費
通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬料
広告料	新聞・雑誌・インターネット等への広告掲載に要する経費
手数料	許可取得・行政書類の申請に要する経費
委託料	事業者・団体への委託、外注に要する経費
使用料及び賃借料	イベント・会議等の会場使用料、機器・備品等の借上げ料
工事請負費	土地・工作物等の造成又は製造及び改造等の工事に要する経費
原材料費	資材の購入に要する経費
備品購入費	機器・備品等の購入に要する経費
その他	市長が適当と認める経費

別表第2（第7条関係）

審査項目	審査の視点
第六次大野市総合計画前期基本計画との整合性	・第六次大野市総合計画前期基本計画の24項目ごとに掲げる課題の解決又は施策の推進に資する事業であるか
公益性	・広く市民が参加できる又は利益を享受できる開かれた事業であるか
地域性	・地域の特性や資源を生かした事業であるか ・地域の関係者と連携した事業であるか
発展性	・一過性の取組でなく、広い波及効果や新たな交流（人的交流・経済交流）が期待できる事業であるか
実現性	・寄附目標額の達成を見込める事業であるか ・事業を確実に実施できる組織体制となっているか
その他	上記のほか、優れた要素があれば加点する